

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>【原文】</b> <b>【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】</b> ○ 年度計画【59】「防災対策委員会において、学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る」（実績報告書49頁）については、学生・教職員等の安否確認を行うための検討に着手した段階であり、安否確認体制が構築されていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p><b>【申立内容】</b> 削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b> 本学は、予想される東海地震に備えて、平成18事業年度以前において、災害時の学生の安否確認につき、以下のとおり、方策を定め、ガイダンス等において周知徹底を行ってきたところです。 『静岡大学学生案内』に「地震発生時の初動マニュアル（学生）」を掲載し、その中で地震発生時における安否確認方法として、「自分の安否と避難先」を「所属の学務（学生）係、指導教員（又は所属学科の他教員・技術職員・友人等）へ連絡」すること、及び連絡方法として「災害時安否確認はがき、電子メール、電話、ファックス、直接窓口へ行く」ことを定め、巻末に「災害時安否確認はがき」（学務部学生生活・就職支援チーム宛）を折り込む措置をとってきました。このように、学生の安否確認</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、下記の通り修正する。</p> <p>『<b>【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】</b> ○ 年度計画【59】「防災対策委員会において、学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る」（実績報告書49頁）については、<u>教職員を含めた安否確認体制や携帯電話を利用した学生の安否確認システムについては検討段階であり、安否確認体制が構築されていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p><b>【理由】</b> 実績報告書に記載のあるとおり、教職員を含めた安否確認体制や携帯電話を利用した学生の安否確認システムについては検討段階であり、「学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る」との年度計画を十分には実施していないものと認められるため。</p>

方法につき、当初計画に基づくシステムの早期整備が実現されたところです。

平成 19 事業年度に、大災害時にあつては県内他大学との間での連携をもった取り組み体制を構築することが必要との判断の下に、携帯電話の利用の導入等、更なる充実整備を図ることとし、静岡県立大学との間で「地震等大災害時の安否情報システムに関する協定書」を結び、同大学がこれまでに開発してきた携帯電話による安否確認システムを共有化し、また、より実効あるものへと整備するための共同開発に着手したところです。

平成 19 事業年度計画【59】「防災対策委員会において、学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る。」の趣旨は、以上のとおりであり、平成 20 事業年度計画では、前年度の経過を踏まえ、「携帯電話を利用した学生の安否確認システムを、静岡県立大学と連携して開発する。また、教職員を含めた安否確認体制を策定する。」といたしました。

したがって、安否確認システム自体については平成 18 事業年度以前に整備実現されてきたところであり、平成 19 事業年度の計画はより一層の充実展開を図るものであり、「評価結果（原案）」に示されましたように「安否確認体制が構築されていない」との評価結果は現況に合わないものと判断いたします。